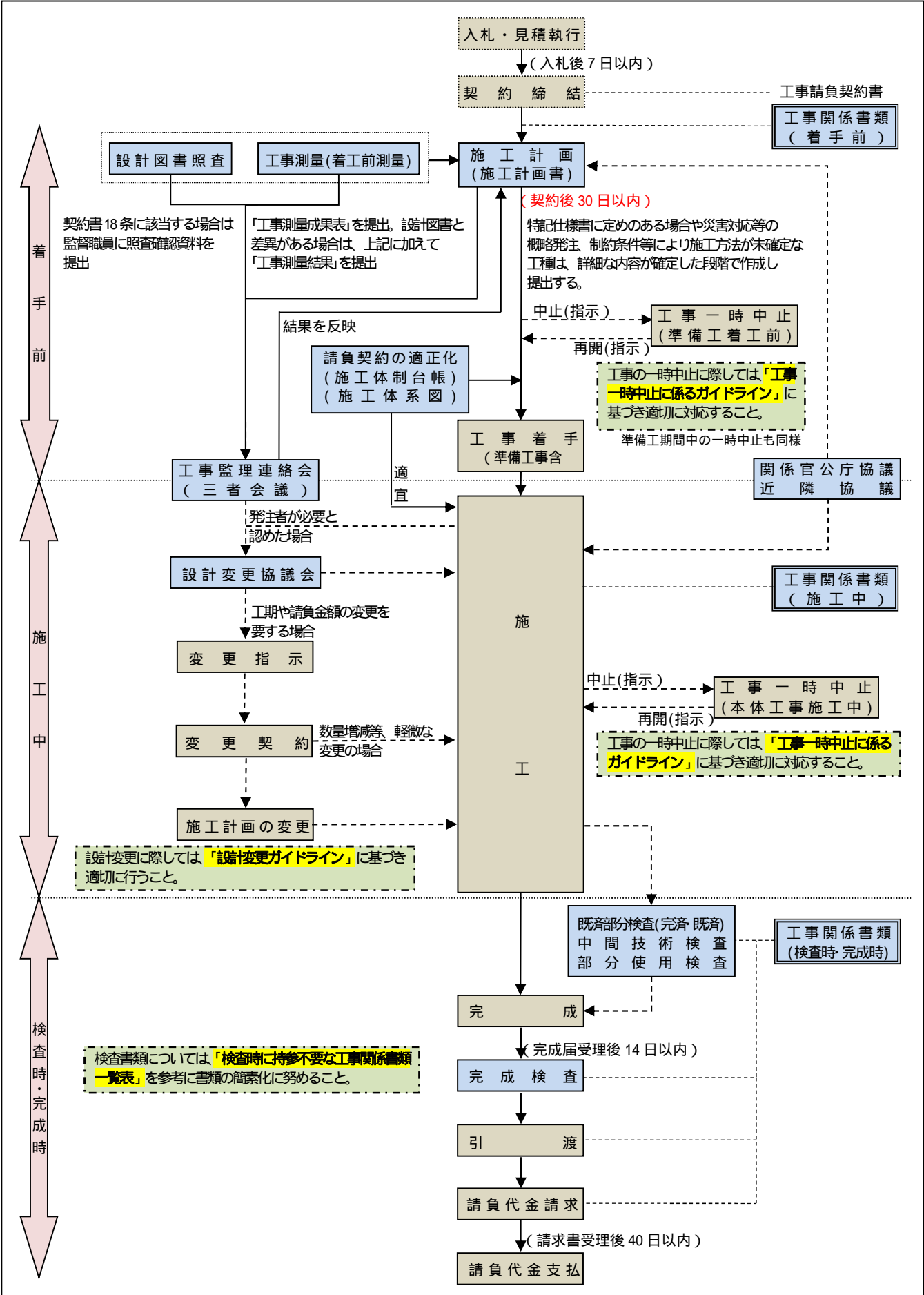


【工事請負契約から工事完成までの流れ】



1 . 監理技術者制度

1.1 一般

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の設置を求めている。

監理技術者等に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

1.2 監理技術者等の設置

建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないとされている。

監理技術者等の設置に関する詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」「建設業」「建設業者の皆様へ」(http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#minasama)「よくわかる建設業法」を参照のこと。

また、監理技術者等の設置に関する届出の様式については九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)「工事関係書類」の標準様式を使用する。

1.3 主任技術者又は監理技術者の専任等について

主任技術者又は監理技術者の専任については、建設業の働き方改革を推進のため以下の通達を参照の上、的確に運用すること。

- ・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）（平成30年12月3日）
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000177.html)

一部抜粋

技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない

なお、現場代理人の常駐については、一定の緩和が認められているため、以下の通達を参照の上、的確に運用すること。

- ・現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日）
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000177.html)
「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）別紙1」

4 . 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨

土木工事共通仕様書第3編3-1-1-8 品質証明に、「受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合」とされている。

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することである。なお、その内容・方法については、受注者で決めるものとされている。

4.2 品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証明書等の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは一級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、他工事における専任の主任（監理）技術者については、品質証明員を兼任することはできない。

4.3 品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。

契約図書特記仕様書で土木工事共通仕様書第3編1-1-8（品質証明）の対象工事と規定された場合に提出する。（当初契約時の工事費1億円以上かつ工期が6ヵ月以上の工事が対象）

品質証明員通知書及び品質証明書の様式は、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)「工事関係書類」の標準様式を使用する。

5.3 写真管理

5.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

5.3.2 基準等

「写真管理基準」は別途、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) 管理基準の写真管理基準を参照のこと。

5.3.3 写真管理上での留意点

(1) ビデオ等の活用

施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(2) 不可視部

不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所の明示

撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

5.3.4 その他の留意点

(1) 写真編集の不可

「写真管理基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

(2) 写真撮影の不要

下記の3項目については、写真撮影は不要とする。

- ・ 段階確認において、監督職員等が臨場した場合の状況写真は**不要**。
- ・ 排出ガス型建設機械等の写真は不要。
- ・ 完成写真は工事写真で代替できるので、改めての作成は不要。なお、**完成写真の改めての作成は不要としているが、作成そのものを不要としているものではなく、一般的に実施している製本綴じの完成写真の作成を不要としているものであり留意すること。**

(3) 写真撮影を省略できるケース（写真管理基準）を参照すること。

「写真管理基準」は、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html) 管理基準の写真管理基準でダウンロードが可能である。

(4) 写真撮影の方法については、市販されている図書を参考にするとよい。

10 . 排出ガス対策型建設機械

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-30 環境対策 6.排出ガス対策型建設機械に、受注者は工事の施工にあたり「一般工事中用建設機械」及びトンネル坑内作業にあたり「トンネル工事中用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用しなければならないと規定されている。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、**排出ガス型建設機械等の写真撮影および提出は不要とする。**排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

一般工事中用建設機械

機 種	備 考
一般工事中用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

トンネル工事中用建設機械

機 種	備 考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1.4.2.4 検査留意事項（工事実施状況）

記載事項	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画工程と実施工程との整合 ・ 変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・ 工程回復努力 	実施工程表
2. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全協議会の活動状況（K-V、TBM、安全巡視） ・ 安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・ 過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・ 交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ ビデオ 写真
3. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な試験期間での実施 ・ 試験成績表が規格を満足 ・ 二次製品のカタログ、パンフレットの添付 	関係資料
4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書どおりの施工方法 	写真
5. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な試験立会頻度 ・ 社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応努力 	写真、関係資料
7. 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・ 苦情に対する適切な処置 ・ 建設廃棄物の適切な処 ・ 再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施 ・ 地域周辺行事への積極的な参加 	
9. 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・ 管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・ 安全活動、重機点検記録 	

	指針・通達等名称	(上段) 参照先/ (下段) 参照先 URL
3.11	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて	「九州地方整備局」「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)のコンクリート関係 http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html
3.12	レディーミクストコンクリートの品質確保について	「九州地方整備局」「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)のコンクリート関係「レディーミクストコンクリートの品質確保について(単位水量)」の表題にて掲載 同上
3.13	レディーミクストコンクリートの品質確保の運用について	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」に含まれる 同上
3.14	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)	「九州地方整備局」「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事 施工関連」「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)のコンクリート関係 同上
3.15	微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)	同上 同上
3.16	非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)	同上 同上
3.17	土木工事の情報共有システム活用ガイドライン	「国土交通省」「技術調査」「CALs/EC」「CALs/EC 電子納品に関する要領・基準」(http://www.cals-ed.go.jp/)「要領・基準類」「ガイドライン」の土木工事の情報共有システム活用ガイドライン http://www.cals-ed.go.jp/cris_guideline/
3.18	防護柵設置工の施工における出来形確保について	「国土交通省」「技術調査」「工事成績・施工基準関係」の2.土木工事共通仕様書・施工管理基準等(5)非破壊試験()鋼製防護柵(ガードレール等) http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html
3.19	「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」について	「九州地方整備局」「事業者の方へ」「建設技術情報等」「土木工事施工関連」「施工管理編(品質管理・出来形管理・その他)」のコンクリート関係の「土木コンクリート構造物の品質確保について」(別添様式-2を参照) http://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/s_top/doboku/hikkei-kanri03.pdf

4. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)提出項目

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	18	18. 提出	提出 とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1	1	1	3	0	1-1-1-3	設計図書の照査等
1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により 提出 し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。
1	1	1	4	0	1-1-1-4	施工計画書
1	1	1	4	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	4	3	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を 提出 しなければならない。
1	1	1	10	0	1-1-1-10	施工体制台帳
1	1	1	10	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	23	0	1-1-1-23	施工管理
1	1	1	23	8	8.記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
1	1	1	24	0	1-1-1-24	履行報告
1	1	1	24	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	29	0	1-1-1-29	事故報告書
1	1	1	29	1		また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事務報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。
1	1	1	30	0	1-1-1-30	環境対策
1	1	1	30	3	3.注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	30	8	9.特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 (1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。 (2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意する。
1	1	1	35	0	1-1-1-35	官公庁等への手続等
1	1	1	35	3	3.諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを 提出 しなければならない。
1	1	1	36	0	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	36	2	2.休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	1	1	11	0	3-1-1-11	施工管理
3	1	1	11	2	2.品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。
3	1	1	15	0	3-1-1-15	提出書類
3	1	1	15	1	1.一般事項	受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
3	1	1	16	0	3-1-1-16	創意工夫
3	1	1	16	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3.PC緊張の施工	
3	2	3	13	8	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出しなければならない。
3	2	3	31	0	3-2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	16	16.検査	
3	2	3	31	16	(1)	受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。
3	2	3	32	0	3-2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	2	2.要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3	2	3	32	3	3.表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。
3	2	3	33	0	3-2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	3	3.根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法を行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

5. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)確認事項

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
1	1	1	5		コリンズ(CORINS)への登録		登録手続	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
総則 総則								
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
土工 河川土工・ 海岸土工・ 砂防土工								
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
土工 道路土工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
3	1	1	6	6	監督職員による確認及び立会等	段階確認	段階確認	(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面を、 工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
総則 総則								
3	1	1	6	7	監督職員による確認及び立会等	段階確認の臨場	段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、 監督職員に 施工管理記録、写真等の資料を提示し 確認を受けなければならない。
総則 総則								
3	2	3	32	2	かごマット工	要求性能	線材に要求される性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員に 提出し、 確認を受けなければならない。
一般施工 共通の工種								
3	2	3	33	3	袋詰玉石工	根固め用袋材の要求性能の確認	根固め用袋材の要求性能	要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
一般施工 共通の工種								
3	2	7	9	8	固結工	薬液注入工事前の確認事項	薬液注入工事の工法	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 注入圧 注入速度 注入順序 ステップ長 (2) 材料関係 材料（購入・流通経路等を含む） ゲルタイム 配合
一般施工 地盤改良工								
3	2	17	2	1	材料	一般事項	肥料、薬剤の品質を証明する資料	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）に基づくものでなければならない。
一般施工 植栽維持工								
3	2	17	2	4	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
一般施工 植栽維持工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
9	1	4	2	1	原石骨材	表土処理	原石としての適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	4	8	2	打込み開始	打継目	打込み前	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、 監督職員の確認を受けなければならない。
コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	7	2	4	冷却管設置	通水試験	冷却管及び付属品の設置	受注者は、冷却管及び付属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、 監督職員の確認を得た後 でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	3	1	継目グラウチング設備設置	一般事項	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 監督職員の確認を受けなければならない。
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	4	2	止水板	接合部の止水性	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、 接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	10	3	2	施工設備等	圧力計	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について 監督職員の確認を得なければならない。 また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。
コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	1	施工	洗浄及び水押しテスト	埋設管	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 監督職員の確認を得なければならない。
コンクリートダム 継目グラウチング工								